

1 漁業権者の 名称及び住所	名 称	稗貫川漁業協同組合					
	住 所	花巻市大迫町亀ヶ森第31地割7番地					
2 漁業権の免 許番号	内共第24号（稗貫川）						
3 遊漁につい ての制限の範 囲	(1) 遊漁の方法 等の制限	名 称	遊漁の方法	区 域	期 間		
		あゆ	友釣り	稗貫川本支流 の免許区域	7月1日以降組合が定めて公示す る日から11月30日まで		
		やまめ	餌釣り 擬餌釣り		3月1日から9月30日まで		
		さくらます	〃		3月1日から6月30日まで		
		いわな	〃		3月1日から9月30日まで		
		うなぎ	餌釣り		4月1日から8月31日まで		
		うぐい	餌釣り 擬餌釣り		1月1日から12月31日まで		
		こい	餌釣り 擬餌釣り		〃		
		かじか	餌釣り		6月1日から9月30日まで		
	組合は、水産動物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、各欄に定める範 囲を制限することがある。						
	(2) 区域の制限	区 域			禁止期間		
		花巻市大迫町内川目地内の早池峰ダム堤体の上流 250メートルの地点から同堤体の下流130メートル の地点までの間の区域			1月1日から12月31日まで		
	(3) 漁具漁法の 制限	ア 釣り針(ルアーを含む。)はシングルフックのみとする。 イ 次の区域におけるルアーによる漁具漁法は、禁止する。 花巻市大迫町内川目地内の早池峰ダム堤体から上流の折壁川と名目入川との合流 点まで及び上流の久出内川と稗貫川との合流点までの間の区域 ウ アユルアーを使用するあゆ釣りは、禁止する。					
(4) 全長の制限	名 称		禁止に係る全長				
	やまめ(ひかりを含む。)		13センチメートル以下				
	いわな		〃				
	うなぎ		30センチメートル以下				
	うぐい		10センチメートル以下				
	こい		〃				
	かじか		5センチメートル以下				
(5) その他	組合が濃密放流して開設するあゆ、やまめ、さくらます、いわな、うなぎ、うぐい 、こい及びかじか特設釣場並びにあゆ、やまめ、さくらます、いわな、うなぎ、うぐ い、こい及びかじかつかみどり漁場において遊漁をしようとする者は、組合が別に定 めて公表した料金を納付しなければならない。						
4 遊漁料の額 及びその納付 方法	区 分	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	日 券	年 券	納付場所
		(1) 一般遊漁料	魚 種	あゆ	友釣り	1,700円	14,000円
	さくらます			餌釣り 擬餌釣り			
	雑 魚		やまめ いわな	餌釣り 擬餌釣り	1,400円	10,000円	
			うぐい こい				
			うなぎ かじか	餌釣り			
	ア 中学生以下は、無料とする。 イ 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付する場合は、日券の額と同額を加 算した額とする。						
	(2) 県内共通遊 漁料	遊漁券区分	名 称	漁具・漁法	個 人	団 体	納付場所
		全魚種	あゆ	友釣り	24,000円	21,600円	岩手県内水面 漁業協同組合 連合会事務所
			やまめ さくら ます いわな	餌釣り 擬餌釣り			
うぐい こい							
うなぎ かじか			餌釣り				
雑 魚		やまめ いわな	餌釣り 擬餌釣り	17,000円	15,200円		
	うぐい こい						
うなぎ	餌釣り						

		かじか			
5 遊漁承認証に関する事項	(1) 組合は、遊漁料の納付を受けたときは、遊漁承認証を交付する。 (2) 遊漁承認証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。				
6 遊漁に際し守るべき事項	(1) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員から要求されたときは、これを提示すること。 (2) 遊漁者は、漁場監視員の指示に従うこと。 (3) 遊漁者は、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしないこと。 (4) 遊漁者は、川底をかくはんしないこと。				
7 漁場監視員に関する事項	(1) 漁場監視員は、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。 (2) 漁場監視員は、漁場監視員証及び帽子を所持する。				
8 違反者に対する措置に関する事項	組合又は漁場監視員は、遊漁者が遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、既に納付された遊漁料の払い戻しは、行わない。				